

# みえの食セレクションロゴマーク制作 業務仕様書

## 1 委託業務名

みえの食セレクションロゴマーク制作業務（以下「本業務」という。）

## 2 本業務の目的

「みえの食セレクション」とは、県内で生産・製造される食品、農林水産物、酒類等の商品から、県が特徴ある優れた商品を選定し、選定品の販路拡大を図ることを目的とした制度である。

本業務では、みえの食セレクションの制度及び選定品の認知度やブランド力の向上を図るため、選定品のパッケージ、店頭でのPOP、県の発行物（カタログやチラシ）、イベント、WEBなどの様々な機会を活用するロゴマークを制作する。

（県HP参照：<https://www.pref.mie.lg.jp/CHISANM/HP/mieselection/>）

## 3 委託業務の内容

### （1）委託期間

契約の日から令和6年12月26日（木）まで

### （2）業務内容

みえの食セレクションにおいて統一的に使用する、シンボルマークとロゴタイプを組み合わせたロゴマーク1点の制作を行うこと。

なお、企画提案時点では、2案提案すること。

#### ●ロゴマークに求める条件

- ・「食」がイメージできる配色やデザインであること。
- ・三重県の特徴（例：歴史、文化、自然、伝統、食等）が表現されたデザインであること。
- ・長期間（例：10年間）使用する想定で制作すること。
- ・ロゴタイプには、「みえの食セレクション」の文字を使用することとし、書体はオリジナル（既存フォントのカスタムは可）とすること。
- ・選定品のパッケージ、POP、カタログ、チラシ、ポスター、ステッカー、名刺、各種印刷物、ピンバッジ、のぼり旗等様々な場面で活用することを念頭に、応用ができるデザインであること。
- ・ロゴマークは、カラー版及びモノクロ版について、それぞれ基本形と必要に応じてロゴタイプ白抜き版の2パターン（合計4種類）を制作すること（p.6参照）。
- ・デザインはオリジナルの未発表作品とし、第三者の著作権や商標、その他の権利を一切侵害しないものであること。
- ・デザインは、あらかじめ類似商標がないことを確認したうえで提出すること。

- ・デザインは、三重県が作成した「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」を参考とし、ユニバーサルデザインに配慮するものであること。  
(県 HP 参照：<https://www.pref.mie.lg.jp/UD/HP/20759012112.htm>)

#### ●最終デザインの決定方法

- ・企画提案書の提案内容（2案）について、県からみえの食セレクション既選定事業者に対して意見照会及び県で商標登録のための類似調査を実施する。
- ・企画提案書の提案内容（2案）と上記意見照会の結果などをもとに、県が最終デザイン案1点を選定するものとする。

#### ●その他

デザインの情報（※）やデータを適宜提供するとともに、県からさらに追加提案を求めた際には、県との協議に応じること。

（※）デザインの情報には、下記の内容を含みます。

- ・ロゴマーク表示色の指定（CMYK 値）（カラー・モノクロ含む）
- ・ネガティブ（反転）表示パターン
- ・余白（アイソレーションエリア）の設定
- ・表示色と背景色の関係

#### （3）成果物等の提出及び納入期限

##### ①ロゴマークの各種データ

【内容】制作したロゴマーク等の成果物を AI データ及び SVG ファイル PDF データ形式の印刷用原稿データで USB 等電子媒体を用いて納品すること。なお、制作したロゴマーク等は、PNG、JPEG、GIF それぞれの画像形式データでも提出すること。

##### ②委託業務報告書

【内容】委託業務実施結果を記載した報告書の電子データを USB 等電子媒体を用いて納品すること。

【納入期限】①、②ともに令和6年12月26日（木）まで

#### （4）納入場所 三重県雇用経済部県産品振興課

## 4 業務実施体制

### （1）業務担当者等

契約締結後、速やかに業務担当者及び作業員（後方支援者も含む）について、書面で報告すること。業務担当者及び作業員に変更・追加が発生する場合も同様とする。

### （2）連絡体制

緊急時の連絡体制を確保し、連絡体制図(後方支援体制を含む)を提出すること。  
連絡体制に変更・追加が発生した場合も同様とする。

## 5 業務の適正な実施に関する事項

- (1) ロゴマーク等の決定にあたっては、提案をもとに三重県と協議の上、三重県の指示に従い必要な修正を行うこと。
- (2) 作成検討、連絡調整のため、三重県との打ち合わせを必要に応じて行い、事業の進捗状況、計画等について報告を行うこと。なお、最終デザイン決定までの過程として下記のとおり進めることを予定しているため、遅滞なく対応できるよう全体スケジュール計画を立てること。なお、詳細なスケジュールは県と協議のうえ決定する。

- ・ 令和6年11月中旬 契約締結
- ・ 令和6年11月下旬 みえの食セレクション選定事業者への意見照会及び類似調査
- ・ 令和6年12月上～中旬 デザイン調整・校正
- ・ 令和6年12月26日(木) ロゴマークの各種データ納入期限

- (3) 仕様書に記載のない事項は、三重県と協議の上、決定し実施すること。
- (4) 受託者は、委託業務の実施にあたり関連する法令等を遵守すること。
- (5) 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできないものとする。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、三重県と協議のうえ、業務の一部を委託することができるものとする。
- (6) 受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、委託業務終了後も同様とする。万一、受託者の責に帰す情報漏えいが発生した場合、それにより発生する損害(第三者に及ぼした損害を含む。)については、受託者が自己の責任において処理しなければならない。  
受託者の雇用人が、異動、退職等により業務を離れる場合や第三者に業務を一部委託する場合についても、受託者はその者に対し取得情報を秘匿させなければならない。
- (7) 委託料は、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に支払うものとする。
- (8) この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。

## 6 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

## 7 契約不適合責任

本委託業務における契約不適合責任は、契約終了の日から1年間とする。この間に契約不適合が発見された場合は、受託者の責任において補修等を行うものとする。

## 8 著作権の取り扱い等

- (1) 受託者の作成作品の知的財産権に関して生じた問題について、委託決定の前後にかかわらず三重県は一切の責任を負わない。
- (2) 受託者は、本件著作物が、第三者が有する他人の特許権、実用新案権、意匠権、著作権及び商標権等の権利を侵害しないよう留意すること。三重県において、別途ロゴマーク等の成果物の商標の類似調査、出願・登録をすることとしており、他者の著作権侵害など知的財産権等に関わる問題が生じた場合は、受託者が自らその責任を負担し、受託者の費用でこれに対処、解決するものとする。
- (3) 本契約に基づく成果物の所有権は、三重県へ成果物の引渡し完了したときに移転するものとする。
- (4) 受託者は、三重県がロゴマーク等の成果物の商標の類似品調査、出願・登録をすることを認めること。
- (5) 受託者は、ホームページ等への掲載のため二次利用について許諾するものとする。
- (6) 本契約に基づく成果物の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)は、成果物の引渡しをもって発注者に譲渡されるものとする。  
また、著作者は成果物に係る著作者人格権を、将来にわたって一切行使しないものとする。
- (7) ロゴマーク等の成果物は、三重県が必要と判断する目的に利用できるとともに、三重県が認める第三者に使用させることができるものとする。
- (8) 盗作等の不正な行為が判明した場合は契約しないものとし、契約締結後に判明した場合はその契約を解除する。

## 9 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

## 10 不当介入に係る通報等の義務及び義務を行った場合の措置

- (1) 受託者は、契約の履行にあたって、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
  - (ア) 断固として不当介入を拒否すること。

- (イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
  - (ウ) 委託者に報告すること。
  - (エ) 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより、工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (2) 受託者が(1)(イ)又は(ウ)の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

【参考】従前の「みえの食セレクション」ロゴマーク

基本形



基本形(名称白抜き)



基本形モノクロ



基本形モノクロ(名称白抜き)

